

# 現場説明書

特記事項1

工事名： R5 企総管 吉野川北岸工業用水道 3, 4号取水・3, 4号配水ポンプ設備改良及び内部点検手入れ他工事

## 法令及び規格

### 1 諸法令の遵守

受注者は、本工事の施工にあたり、次に掲げる関係法令及び工事に関する諸法令を遵守するものとし、その運営及び適用は、受注者の負担と責任において行うものとする。

- (1) 電気設備技術基準
- (2) 機械工事共通仕様書（案）
- (3) 機械工事塗装要領（案）
- (4) その他関係法令等

### 2 適用規格

本工事における設計及び製作並びに材料等の品質規格は、設計書に定めるもののほか、次に掲げる規格に適合したものとする。ただし、監督員が特に認めた場合はこの限りではない。

- (1) 日本産業規格（JIS）
  - (2) 日本電機工業会規格（JEM）
- ただし、交流の相色別及び盤内配線の電線被覆の色別については、旧規格を使用する。
- (3) 日本工業用水協会規格（JIWA）
  - (4) 日本産業機械工業会規格（JIMS）
  - (5) 日本水道協会規格（JWWA）
  - (6) その他関係規格、基準等

## 書類関係

### 1 図書の承諾

受注者は、次に掲げる図書を指定期日までに提出し、機器の設計・製作及び検査を実施する前に監督員の承諾を得なければならない。

- |                            |             |      |
|----------------------------|-------------|------|
| (1) 図面類<br>（外形図、組立図及び部品図等） | 設計完了後速やかに   | 2部   |
| (2) 納入機器及び材料の仕様            | 設計完了後速やかに   | 2部   |
| (3) 立会検査要領書                | 検査予定30日前までに | 2部   |
| (4) その他監督員が指示する図書          |             | 必要部数 |

### 2 提出書類

受注者は、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木工事編】」に基づいて作成した成果品（正・副2部）を提出する。また、次に掲げる図書については電子データによる納品を基本とするほか、紙媒体により指定期日までに指定部数を提出しなければならない。

- |                              |                |    |
|------------------------------|----------------|----|
| (1) 施工計画書                    | 現場工事着手15日前までに  | 2部 |
| (2) 工事打合せ議事録（電子メール等を活用しない場合） | 打合せ後7日以内       | 2部 |
| (3) 据付記録                     | 実施後3日以内        | 2部 |
| (4) 検査及び試験記録                 | 実施後7日以内        | 2部 |
| (5) 工事写真                     | 工事しゅん工検査請求日までに | 2部 |

# 現場説明書

特記事項2

工事名： R5企総管 吉野川北岸工業用水道 3, 4号取水・3, 4号配水ポンプ設備改良及び内部点検手入れ他工事

(6) 完成図書 工事しゅん工検査請求日までに 5部

ア 完成図面（外形図，組立図及び部品図等）

イ 据付記録

ウ 検査及び試験記録

エ 取扱説明書

なお，完成図書のスタイルは，監督員の指示による。

(7) その他監督員が指示する図書 必要部数

## 設計及び製作

### 1 一般事項

- (1) 機器は使用条件を満足し，かつ，既設備と十分に協調のとれたものとするとともに，保守が容易で耐久性に優れた信頼性の高いものでなければならない。
- (2) 製作完了後，工場内で諸試験を行い，不適当な箇所が発見された場合は，直ちに修正又は取替を行い，支障のないことを十分確かめなければならない。
- (3) 各機器の製作にあたっては，耐震性を考慮しなければならない。
- (4) 各機器は地球環境を考慮し，できる限り将来リサイクル可能な材料を選定するとともに，設計においては十分配慮しなければならない。
- (5) 各機器の設計及び製作にあたっては，現場の状況を十分に調査のうえ，製作寸法及び仕様等を決定するとともに，現場工事に間に合うよう余裕を持って手配しなければならない。
- (6) 本説明書に記載なき事項についても構造上，製作・輸送上及び据付上具備すべき必要事項については，当然これを充足するものでなければならない。

### 2 機器の仕様

各機器は，次の仕様を満足するものとする。

#### (1) 共通事項

ア 各機器は，個々に特性試験を実施し，合格したものでなければならない。

イ 各機器は，品名，型式，製造年月日及び製造者名等を銘板にて表示しなければならない。

#### (2) 機器の仕様

ア 取水ポンプ（2号，3号，4号）設備

##### (ア) ポンプ設備

- |         |                          |
|---------|--------------------------|
| a 形式    | 立軸斜流形ポンプ(MKV-50)         |
| b 全揚程   | 10m                      |
| c 吐出量   | 30.4m <sup>3</sup> /min  |
| d 口径    | 吐出口：500mm                |
| e 定格回転数 | 870rpm（回転数制御 478～870rpm） |
| f ポンプ効率 | 77%以上                    |
| g 総重量   | 6,530kg(電動機除く)           |
| h 製造者   | 三菱重工業株式会社                |

##### (イ) 逆止弁

# 現場説明書

特記事項3

工事名： R5 企総管 吉野川北岸工業用水道 3, 4号取水・3, 4号配水ポンプ設備改良及び内部点検手入れ他工事

- a 形式 スイニング式逆止弁 (GS-10 DWB)
- b 口径 500mm
- c 材質 弁箱：FCD450-10, 弁体：FCD450-10  
フタ：FCD450-10, 弁棒：SUS403  
弁箱弁座：SUS304, 弁体弁座：CR
- d 製造者 株式会社栗本鐵工所

## (ウ) 電動制水弁

- a 形式 外ネジ式 (SL62T EHK)
- b 口径 500mm
- c 材質 弁箱：FC200, フタ：FC200, 弁体：FC200  
弁棒：SUS403, 弁箱弁座：CAC406, 弁体弁座：CAC406
- d 駆動部 形式：LTKD-1, 製造者：西部電機株式会社  
モーター容量：1.5kW 4P E種絶縁  
電源：AC440V 60Hz
- e 製造者 株式会社栗本鐵工所

## イ 配水ポンプ (3号, 4号, 5号) 設備

### (7) ポンプ設備

- a 形式 立軸両吸込渦巻ポンプ (3号：MLV-5032, 4号, 5号：MLV-500)
- b 全揚程 20.0m
- c 吐出量 29.0m<sup>3</sup>/min
- d 口径 吸込口：500mm/吐出口：500mm
- e 定格回転数 1, 150rpm (690~1, 265rpm)
- f ポンプ効率 82%以上
- g 総重量 2,600kg (電動機除く)
- h 製造者 三菱重工業株式会社

### (イ) 逆止弁

- a 形式 スイニング式逆止弁 (GS-10 DWB)
- b 口径 500mm
- c 材質 弁箱：FCD450-10, 弁体：FCD450-10  
フタ：FCD450-10, 弁棒：SUS304  
弁箱弁座：CAC406, 弁体弁座：CR
- d 製造者 株式会社栗本鐵工所

### (ウ) 電動制水弁

- a 形式 内ネジ式 (SL62TES)
- b 口径 500mm
- c 駆動部 形式：LTKD-05, 製造者：西部電機株式会社  
モーター容量：1.5kW 4P E種絶縁  
電源：AC440V 60Hz
- d 製造者 株式会社栗本鐵工所

### (イ) 手動制水弁

# 現場説明書

特記事項4

工事名： R5 企総管 吉野川北岸工業用水道 3, 4号取水・3, 4号配水ポンプ設備改良及び内部点検手入れ他工事

- |       |                        |
|-------|------------------------|
| a 形式  | 立型手動蝶型弁                |
| b 口径  | 500mm                  |
| c 弁番号 | PV-6 (吐出側), PV-7 (吸込側) |
| d 製造者 | 株式会社森田鉄工所              |

## 現場工事

### 1 一般事項

- (1) 受注者は、本工事の現場作業の着手に際し、あらかじめ作業手順及び施工方法等について監督員と協議を行わなければならない。
- (2) 受注者は、現場工事の施工に際し、必要資格を有する専門技術員を配置するものとする。また、本工事に関して十分な経験を有する技術員が適用規程等を遵守のうえ施工し、工事対象外設備の運用に支障を及ぼすことのないよう留意しなければならない。
- (3) 現場工事に必要な測定及び調査は、すべて受注者の責任において行い、その不良による手戻りを生じた場合は、受注者の負担により解決しなければならない。
- (4) 発注者の設備機器の運転、停止及び開閉操作等は監督員が行うものとする。ただし、監督員の許可を得た場合はこの限りでない。
- (5) 本工事中に受注者は、作業の安全性確保のため、表示板、安全区画等の対策を講じなければならない。
- (6) 本工事中に受注者は、既設建造物及び諸設備に損傷を与えないように留意しなければならない。万一損傷を与えた場合は、監督員の指示に従い受注者の責任において、原形復旧を行わなければならない。
- (7) 受注者は、工事終了後、速やかに工事現場の整理、整頓を行わなければならない。
- (8) 撤去品（廃プラスチック類等）については、監督員が指示する場所に集めておくものとする。
- (9) 受注者は、本工事に必要な荷受け等の場所として構内を使用する場合は、事前に監督員の許可を得て使用し、許可された場所以外を使用してはならない。
- (10) 受注者は、承諾された工事工程表のとおり施工するよう工程管理に対する努力を怠ってはならない。
- (11) 受注者は、現場工事車両数を制限し、車両は定められた対策を講じるものとする。
- (12) 本工事は、取水ポンプ2台分、配水ポンプ2台分の内部点検手入れを実施するものである。実施にあたっては号機単位で行うものとし、実施中の号機の整備が完了（試運転終了まで）した後、次号機の整備に取りかかることを原則とする。ただし、事業所の異なるポンプについてはこの限りでない。
- (13) 4号取水、3号配水ポンプの点検手入れ用品は支給品として支給し、2号取水、5号配水ポンプは部品類購入のみとする。
- (14) 内部点検手入れ実施号機以外については、営業運転中であるため、工業用水の給水業務に支障を来すことのないよう必要な仮設、養生を行い施工しなければならない。
- (15) 内部点検手入れ実施号機は、現場工事着工時に発注者にて各止水弁を閉止した後、受注者に引き渡すが、分解中にできた開口は受注者にて、閉止フランジ等により閉止するものと

# 現場説明書

特記事項5

工事名： R5企総管 吉野川北岸工業用水道 3, 4号取水・3, 4号配水ポンプ設備改良及び内部点検手入れ他工事  
する。

- (16) 配水ポンプ内部点検手入れ実施号機は、第5号図面に示す入口制水弁一次側配水池に位置する、配水取水口（ベルマウス）に仮設フランジ（支給品）を潜水作業にて漏水なきよう取付け仮締切を設置する。内部点検手入れ後は潜水作業にて仮締切を撤去する。
- (17) 工事範囲には、分解時の電動機とカップリングの切離し、組立時の電動機とセンタリング及びカップリングの接続を含む。（4号取水ポンプのみ離線、配線も含む。）なお電動機を仮置きする場合は、適切な養生を施したうえで監督員の許可を得て仮置きし、許可された場所以外を使用してはならない。
- (18) 回転体構成部品及びポンプ構成主要部品については、新旧に関わらずすべての部品について摩耗量及び寸法測定を行わなければならない。
- (19) 輸送の際には、軸受など回転体構成部品を傷めることがないように適切な養生を施さなければならない。
- (20) 受注者は、工事期間中に同一箇所で行われる「R5企総管 吉野川北岸工業用水道 2, 3号取水電動機内部点検手入れ工事」「R5企業局 吉野川北岸工業用水道 取水ポンプ制御盤取替工事」と工程管理について必要の都度随時協議し、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (21) 受注者は、現場作業員喫煙者に対し喫煙所を設け、それ以外での喫煙を禁止する。また、喫煙所以外への作業現場に煙草及びライター等の火気の持ち込みを禁止する。

## 2 現場工事詳細

現場工事の詳細は、次に掲げるとおりとする。

### (1) 取水ポンプ（2号, 3号, 4号）設備

ア 以下部品類を納入する。（2号, 3号）

(ア) 第2号図面に示す主ポンプの点検手入れ用品を納入する。

a	はさみ板（軸受継手用）(SS400)	2個
b	モータ側軸継手用ボルト・ナット・ワッシャ・ゴムブッシュ（SS400, NBR）	20組
c	軸継手スリーブ(SUS304)	2個
d	軸スリーブ（案内羽根部）(SUS304)	2個
e	軸スリーブ（中間軸受部）(SUS304)	2個
f	軸スリーブ（吐出曲管部）(SUS304)	2個
g	軸スリーブ（ラビリンス部）(SUS304)	2個
h	軸スリーブ（上部軸受部）(SUS304)	2個
i	軸スリーブ（ディスタンス部）(SUS304)	2個
j	軸スリーブ（グランド部）(SUS304)	2個
k	羽根車ライナー（SCS13）	2個
l	ラビリンスブッシュ（SCS13）	2個
m	軸受（SUS+合成ゴム）	6個
n	軸受（SUS+合成ゴム）	2個
o	玉軸受（スラスト）#7236BDF	2個
p	ポンプ手入れ用品（2台分）	1式

# 現場説明書

特記事項6

工事名： R5 企総管 吉野川北岸工業用水道 3, 4号取水・3, 4号配水ポンプ設備改良及び内部点検手入れ他工事

油面計, スラスト軸受温度計, ゴムパッキン, フランジパッキン, 連成計 (測定範囲: -0.1 ~0.1MPa), ゲージコック, 軸パッキン, オリング, パッキン, ヒモパッキン, 緩衝ゴム, 空気弁, 軸受ナット, 軸受座金, V-リング, 六角穴付き止めネジ, 合ピン, 冷却水

- q スラスト軸受用潤滑油 (2台分) 46 L
  - (イ) 第3号図面に示す電動制水弁の点検手入れ用品を納入する。
    - a グランドパッキン 2個
  - (ウ) 逆止弁の点検手入れ用品を納入する。
    - a ダッシュポット用オイル (2台分) 16 L
  - イ 以下部品類については支給品として支給予定とする。(4号)
    - (ア) 第2号図面に示す主ポンプの点検手入れ用品を支給する。
      - a はさみ板 (軸受継手用) (SS400) 1個
      - b モータ側軸継手用ボルト・ナット・ワッシャ・ゴムブッシュ (SS400, NBR) 10組
      - c 軸継手スリーブ (SUS304) 1個
      - d 軸スリーブ (案内羽根部) (SUS304) 1個
      - e 軸スリーブ (中間軸受部) (SUS304) 1個
      - f 軸スリーブ (吐出曲管部) (SUS304) 1個
      - g 軸スリーブ (ラビリンス部) (SUS304) 1個
      - h 軸スリーブ (上部軸受部) (SUS304) 1個
      - i 軸スリーブ (ディスタンス部) (SUS304) 1個
      - j 軸スリーブ (グランド部) (SUS304) 1個
      - k 羽根車ライナー (SCS13) 1個
      - l ラビリンスブッシュ (SCS13) 1個
      - m 軸受 (SUS+合成ゴム) 3個
      - n 軸受 (SUS+合成ゴム) 1個
      - o 玉軸受 (スラスト) #7236BDF 1個
      - p ポンプ手入れ用品 (1台分) 1式
- 油面計, スラスト軸受温度計, ゴムパッキン, フランジパッキン, 連成計 (測定範囲: -0.1 ~0.1MPa), ゲージコック, 軸パッキン, オリング, パッキン, ヒモパッキン, 緩衝ゴム, 空気弁, 軸受ナット, 軸受座金, V-リング, 六角穴付き止めネジ, 合ピン, 冷却水
- q スラスト軸受用潤滑油 23 L
  - (イ) 第3号図面に示す電動制水弁の点検手入れ用品を納入する。
    - a グランドパッキン 1個
  - (ウ) 逆止弁の点検手入れ用品を納入する。
    - a ダッシュポット用オイル 8 L
  - ウ 以下のとおり点検手入れを実施する。(3号, 4号)
    - (ア) ポンプ本体の点検手入れ・部品類の交換
    - (イ) 再使用する回転体構成部品の点検手入れ
    - (ウ) 電動制水弁の点検手入れ・部品類の交換
    - (エ) 逆止弁の点検手入れ・部品類の交換
    - (オ) 分解前及び組立完了後の各種試験, 調整を行う。

# 現場説明書

特記事項7

工事名： R5 企総管 吉野川北岸工業用水道 3, 4号取水・3, 4号配水ポンプ設備改良及び内部点検手入れ他工事  
 エ 以下のとおり各部のケレン及び塗装を実施する。(3号, 4号)

No	塗装箇所	素地調整	塗装仕様	備考
1	胴, 曲胴部	1種ケレン	水道用液状エポキシ樹脂塗料 5回塗(300 $\mu$ m以上)	工場塗装
2	電動機台, 軸受台, ポンプベース	4種ケレン	フタル酸樹脂塗装 1回塗(25 $\mu$ m以上)	現場塗装
3	電動制水弁(駆動部)	4種ケレン	フタル酸樹脂塗装 1回塗(25 $\mu$ m以上)	現場塗装
4	電動制水弁(弁体部)	4種ケレン	水道用液状エポキシ樹脂塗料 1回塗(60 $\mu$ m以上)	現場塗装
5	逆止弁	4種ケレン	水道用液状エポキシ樹脂塗料 1回塗(60 $\mu$ m以上)	現場塗装
6	送水管(ポンプ室部, 弁室部)	4種ケレン	水道用液状エポキシ樹脂塗料 1回塗(60 $\mu$ m以上)	現場塗装

注) 色調は別途指示する。なお、現場素地調整及び現場塗装は取水ポンプ場内で行い、現場外へケレン片等が飛散しないように養生を十分に行うこと。

## (2) 配水ポンプ(3号, 4号, 5号)設備

ア 以下部品類を納入する。(4号, 5号)

(ア) 第6, 7, 9, 10号図面に示す主ポンプの点検手入れ用品を納入する。

- |   |                       |    |
|---|-----------------------|----|
| a | 下部シャフトスリーブ(上)(SUS304) | 2個 |
| b | 上部シャフトスリーブ(SUS403Q)   | 2個 |
| c | キー(S45C)              | 2個 |
| d | インペラキー(SUS304)        | 2個 |
| e | ケーシングリング(CAC403)      | 4個 |
| f | インペラリング(CAC403)       | 4個 |
| g | キー(S45C)              | 2個 |
| h | アンギュラ玉軸受 #7316        | 2個 |
| i | リテーナ(SUS304)          | 2個 |
| j | セラミック軸受(Si3N4)        | 2個 |
| k | スリーブカラー(SUS304)       | 2個 |
| l | 下部シャフトスリーブ(下)(WC)     | 2個 |
| m | ポンプ手入れ用品(2台分)         | 1式 |

0リング, グランドパッキン, オイルシール, ベアリング座金, ベアリングナット, 緩衝ゴムシート, 緩衝ゴムリング, ガasket, ルーズ管用フランジガasket, ルーズ管用0リング, ケーシング合せ面パッキン, 六角ボルト, 六角ナット, 六角ニップル, 異形六角ニップル, チーズ, ユニオン, プラグ, ゲージコック, グリセリン入り圧力計(測定範囲: 0~0.4MPa), グリセリン入り連成計(測定範囲: -0.1~0.1MPa), 圧力スイッチ(測定設定範囲: 0~350kPa), スリワリ付止ネジ, 六角穴付ボルト, 配管継手, ボールバルブ, ゲートバルブ, 銅管用食込み継手, 銅管, ストレーナ, レンズパッキン, ジョイント

(イ) 第8号図面に示す中間軸の点検手入れ用品を納入する。

- |   |               |    |
|---|---------------|----|
| a | 中間軸手入れ用品(2台分) | 1式 |
|---|---------------|----|

# 現場説明書

特記事項8

工事名： R5 企総管 吉野川北岸工業用水道 3, 4号取水・3, 4号配水ポンプ設備改良及び内部点検手入れ他工事

(リーマボルト, ナット, ワッシャ (1) ワッシャ (2), エLEMENT)

b 絶縁カップリング (4号) 1個

(ウ) 第10号図面に示す主配管部品の点検手入れ用品を納入する。

a 手動蝶型弁(口径：φ500, 弁番号：PV-7) 2個

(パッキン, ボルト, ナット含む)

(イ) 止水作業用品を納入する。

a 止水フランジ用パッキン (φ800) 1個

(オ) 潜水作業用試験機材を借用する。

a 潜水試験機材費 1式

イ 以下部品類については支給品として支給予定とする。(3号)

(ア) 第6, 7, 9, 10号図面に示す主ポンプの点検手入れ用品を支給する。

a 下部シャフトスリーブ (上) (SUS304) 1個

b 上部シャフトスリーブ (SUS403Q) 1個

c キー (S45C) 1個

d インペラキー (SUS304) 1個

e ケーシングリング (CAC403) 2個

f インペラリング (CAC403) 2個

g キー (S45C) 1個

h アンギュラ玉軸受 #7316 1個

i リテーナ (SUS304) 1個

j セラミック軸受 (Si3N4) 1個

k スリーブカラー (SUS304) 1個

l 下部シャフトスリーブ (下) (WC) 1個

m ポンプ手入れ用品 (1台分) 1式

0リング, グランドパッキン, オイルシール, ベアリング座金, ベアリングナット, 緩衝ゴムシート, 緩衝ゴムリング, ガスケット, ルーズ管用フランジガスケット, ルーズ管用0リング, ケーシング合せ面パッキン, 六角ボルト, 六角ナット, 六角ニップル, 異形六角ニップル, チーズ, ユニオン, プラグ, ゲージコック, グリセリン入り圧力計 (測定範囲：0~0.4MPa), グリセリン入り連成計 (測定範囲：-0.1~0.1MPa), 圧カスイッチ (測定設定範囲：0~350kPa), スリワリ付止ネジ, 六角穴付ボルト, 配管継手, ボールバルブ, ゲートバルブ, 銅管用食込み継手, 銅管, ストレーナ, レンズパッキン, ジョイント

(イ) 第8号図面に示す中間軸の点検手入れ用品を支給する。

a 中間軸手入れ用品 (1台分) 1式

(リーマボルト, ナット, ワッシャ (1) ワッシャ (2), エLEMENT)

b 絶縁カップリング 1個

(ウ) 第10号図面に示す主配管部品の点検手入れ用品を支給する。

a 手動蝶型弁(口径：φ500, 弁番号：PV-7) 1個



# 現場説明書

特記事項9

工事名： R5企総管 吉野川北岸工業用水道 3, 4号取水・3, 4号配水ポンプ設備改良及び内部点検手入れ他工事

(パッキン, ボルト, ナット含む)

ウ 以下のとおり点検手入れを実施する。(3号, 4号)

- (ア) ポンプ本体の点検手入れ・部品類の交換
- (イ) 中間軸の点検手入れ・部品類の交換
- (ウ) 再使用する回転体構成部品の点検手入れ
- (エ) 主配管部品の点検手入れ・部品類の交換
- (オ) 止水作業
- (カ) 潜水作業

エ 以下のとおり各部のケレン及び塗装を実施する。(3号, 4号)

No	塗装箇所	素地調整	塗装仕様	備考
1	ポンプケーシング (内面)	1種ケレン	水道用液状エポキシ樹脂塗装 5回塗(300 $\mu$ m以上)	工場塗装
2	ルーズ管(内面)	1種ケレン	水道用液状エポキシ樹脂塗装 5回塗(300 $\mu$ m以上)	工場塗装
3	ポンプケーシング (外面)	4種ケレン	塩化ゴム系塗装 1回塗(30 $\mu$ m以上)	現場塗装
4	ルーズ管(外面)	4種ケレン	塩化ゴム系塗装 1回塗(30 $\mu$ m以上)	現場塗装
5	電動制水弁 (駆動部)	4種ケレン	変性エポキシ樹脂塗料 1回塗 ポリウレタン樹脂塗料 2回塗	現場塗装
6	電動制水弁 (弁体部)	4種ケレン	変性エポキシ樹脂塗料 1回塗 ポリウレタン樹脂塗料 2回塗	現場塗装
7	逆止弁	4種ケレン	変性エポキシ樹脂塗料 1回塗 ポリウレタン樹脂塗料 2回塗	現場塗装

注) 色調は別途指示する。なお、現場素地調整及び現場塗装はポンプ場内で行い、現場外へケレン片等が飛散しないように養生を十分に行うこと。

## 検査及び試験

### 1 工場検査及び試験

次に掲げる機器については、工場検査及び試験の結果を監督員に提出し、承諾を得た後、現場へ搬出するものとする。

#### (1) 3号, 4号取水ポンプ

##### ア インペラ(羽根車)

- (ア) 浸透探傷検査
- (イ) 釣合試験(動的)
- (ウ) 仕上り寸法検査

##### イ 主軸

- (ア) 軸振れ計測
- (イ) 浸透探傷検査
- (ウ) 仕上り寸法検査

#### (2) 3号, 4号配水ポンプ

工事名： R5 企総管 吉野川北岸工業用水道 3, 4号取水・3, 4号配水ポンプ設備改良及び内部点検手入れ他工事

ア インペラ（羽根車）

- (ア) 浸透探傷検査
- (イ) 釣合試験（動的）
- (ウ) 仕上り寸法検査

イ 主軸

- (ア) 軸振れ計測
- (イ) 浸透探傷検査
- (ウ) 仕上り寸法検査

ウ 回転体組立品

- (ア) 軸振れ計測
- (イ) 仕上り寸法検査
- (ウ) ケーシング内部測定
- (エ) リング類及び軸受部隙間測定

(3) 4号, 5号手動蝶型弁

- (ア) 水圧検査
- (イ) 仕上り寸法検査

(4) その他監督員の指示する項目

## 2 現場立会検査及び試験

現場立会検査及び試験は、次に掲げる項目について行うものとする。なお、その結果、不合格と判断されたものについては、速やかに改善又は補充し、再検査等を受けなければならない。

(1) 員数検査

ア 員数及び寸法検査を行う。

(2) 取水ポンプ本体分解前後の試験及び計測項目

ア 試運転

- (ア) 振動測定
- (イ) 軸受部温度測定
- (ウ) 騒音測定

イ 測定及び試験

- (ア) 据付寸法測定（各部水平度測定、シム挿入記録）
- (イ) 芯出し測定
- (ウ) 塗装膜厚測定

ウ 電動制水弁・逆止弁の測定及び動作試験

- (ア) モーター絶縁抵抗測定
- (イ) 開閉時間測定
- (ウ) トルクスイッチ動作試験（手動）
- (エ) 開閉リミットスイッチ動作試験
- (オ) 取水ポンプ運転、停止操作に伴う動作試験
- (カ) ダッシュポット動作時間試験

エ 测温抵抗体警報試験

工事名： R5 企総管 吉野川北岸工業用水道 3, 4号取水・3, 4号配水ポンプ設備改良及び内部点検手入れ他工事

オ 漏水検査

(ア) 各フランジ継手部漏水検査(通水時)

(イ) 潤滑水配管漏水検査, 流量確認

(3) 配水ポンプ本体分解前後の試験及び計測項目

ア 試運転

(ア) 振動測定

(イ) 軸受部温度測定

(ウ) 騒音測定

イ 測定及び試験

(ア) 据付寸法測定(中間軸面間寸法)

(イ) 芯出し測定

(ウ) 主軸軸振れ測定

(エ) ポンプ各部水平度測定

(オ) 回転体各部測定

(カ) 塗装膜厚測定

ウ 漏水検査

(ア) 各フランジ継手部漏水検査(通水時)

(イ) 計器用及び封水用銅配管漏水検査

(4) その他監督員の指示する項目

工事名: R5企総管 吉野川北岸工業用水道 3, 4号取水・3, 4号配水ポンプ設備改良及び内部点検手入れ他工事

## 工 程

### 1 他工事等との調整 (対象 有)

1 本工事期間中に別途「R5企総管 吉野川北岸工業用水道 2, 3号取水電動機内部点検手入れ工事」「R5企総管 吉野川北岸工業用水道 取水ポンプ制御盤取替工事」を発注(予定)である。本工事は、上記工事と施工が重複する箇所があるため、仮設置、施工範囲調整及び工程調整が必要な場合は、受注者及び監督員と協議すること。

### 2 施工の制限(対象 有)

本工事の現場施工にあたっては、監督員の指示(指示予定日: 令和5年5月)があるまで施工してはならない。この予定の変更に伴い工期変更の必要が生じる場合には、監督員と協議することができる。

### 3 作業時間帯(対象 無)

### 4 工事履行報告書(対象 無)

### 5 その他(対象 無)

## 用地 関係

### 1 ブロック製作ヤード(対象 無)

### 2 仮置ブロック(対象 無)

## 支 障 物 件

受注者は、工事着手前に必ず工事施工箇所の支障物件について確認し、監督員に「支障物件確認書(現場着手時)」を提出し、監督員の確認を受けた後、工事に着手すること。

### 1 支障物件の事前調査(対象 無)

### 2 支障物件の撤去(対象 無)

### 3 立木の置き場所(対象 無)

### 4 その他(対象 無)

## 公 害 対 策

### 1 事業損失防止対策(対象 無)

### 2 濁水処理(対象 無)

### 3 低騒音型・低振動型建設機械(対象 無)

### 4 六価クロム溶出試験(対象 無)

## 安 全 対 策

### 1 交通安全施設等(対象 無)

### 2 交通誘導警備員(対象 無)

### 3 足場通路等からの墜落防止措置(対象 有)

# 現場説明書

特記事項13

工事名: R5企総管 吉野川北岸工業用水道 3, 4号取水・3, 4号配水ポンプ設備改良及び内部点検手入れ他工事

高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

## 建設副産物

1 建設発生土の利用(対象 無)

2 建設発生土の搬出(対象 無)

3 再生利用のための建設副産物の搬出(対象 有)

- 1 受注者は、本工事の施工により発生する次の建設副産物について、再資源化を行うため産業廃棄物中間処理許可施設(再資源化施設)へ搬出すること。また、搬出に際しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守しなければならない。
- 2 受注者は、建設副産物の搬出前に受入場所・条件等について、監督員と協議するものとする。
- 3 自己処理を希望する場合は、監督員と協議するものとする。
- 4 受入先との協議の結果、再資源化が困難である場合は、監督員と協議するものとする。

	金属くず(有価物)	アスファルト塊	木材	汚泥	その他
対象物	○				

4 最終処分のための建設副産物の搬出(対象 無)

5 建設汚泥の自工事現場内における再生利用(対象 無)

6 建設汚泥の中間処理方法等(対象 無)

7 建設汚泥処理土の利用(対象 無)

8 建設汚泥処理土の搬出(対象 無)

9 剥ぎ取り表土の利用(対象 無)

10 一般廃棄物の搬出(対象 無)

11 根株等の利用(対象 無)

12 根株処理工の出来高の算出(対象 無)

## 工 事 用 道 路

1 工事用道路等の補修(対象 無)

## 仮 設 備

1 床掘(対象 無)

2 鋼矢板等の打込引抜工法(対象 無)

3 仮設防護柵工(対象 無)

4 仮締切り(土留)(対象 無)

5 鋼矢板二重締切(対象 無)

6 水替施設(対象 無)

工事名: R5企総管 吉野川北岸工業用水道 3, 4号取水・3, 4号配水ポンプ設備改良及び内部点検手入れ他工事

## 7 異常出水の処置(対象 無)

## その他

### 1 図面の電子納品(対象 無)

### 2 標準断面図板設置の省略(対象 有)

本工事は、標準断面図板の設置を省略する。

### 3 しゅん工標設置の省略(対象 有)

本工事は、しゅん工標の設置を省略する。

### 4 施工計画書(対象 無)

※受注者は、当該項目の対象の有無に関わらず、当初請負対象金額が5,000万円以上の工事及び低入札価格調査制度の低入札価格調査基準価格を下まわって落札した工事(低入札工事)においては、施工計画書を監督員に提出しなければならない。

### 5 同一の場所において施工する工事同士の現場代理人の兼務(対象 無)

※現場代理人の兼務については、同一の場所において施工する工事同士の兼務のほか、仕様書に記載された要件を全て満たす場合についても兼務を認めている。

### 6 三者会議※(対象 無)

ただし、主任技術者の専任が必要な工事で、主任技術者が2つの工事を兼務(兼務届を提出する場合)し、かつ次の①～④のいずれかに該当する工事は、三者会議(三者以上の会議を含む)を実施する。

- ①橋梁、トンネル、樋門等の重要構造物工事を含む工事
- ②現場条件が特殊である工事
- ③施工に要する技術が新規又は高度である工事
- ④その他、設計時の設計意図を詳細に伝達する必要がある工事

三者会議の開催は、工事着手前に実施し、施工条件の変更等の問題が生じた場合には必要に応じ、監督員と協議を行って、複数回開催することができる。

※「三者会議」とは、発注者と受注者と設計者の三者が一堂に会することにより、設計者の意図や施工上の留意点を受注者に的確に伝え、設計図書と現場との整合性を確認協議することにより、工事施行の円滑化と品質の確保を図ることを目的とし実施する。

なお、基礎杭や大規模仮設等専門性の高い工種を伴う工事では、施工者に専門工事業者(下請)の主任技術者を加え会議を実施する。

また、地質構造の複雑な箇所、地形の変化が大きい箇所等、特に地質情報の不確実性が高い現場における工事や地質技術者が参画することで当該工事の品質確保が図られると認められる工事では、地質技術者を参加させ会議を実施する。

### 7 コンクリートの単位水量の測定(対象 無)

### 8 セメント・モルタル吹付(対象 無)

### 9 水抜孔(対象 無)

### 10 種子吹付(対象 無)

### 11 植栽樹木の植え替え義務(対象 無)

### 12 使用材料の品質、規格、性能等(対象 無)

### 13 LED道路・トンネル照明灯の品質、規格、性能等(対象 無)

### 14 使用材料の品質規格等(製品名表示)(対象 無)

### 15 県産木材の使用(県産木製型枠以外)(対象 無)

工事名: R5企総管 吉野川北岸工業用水道 3, 4号取水・3, 4号配水ポンプ設備改良及び内部点検手入れ他工事

16 新技術の活用について(対象 無)

17 アスファルト舗装工事(施工途中の交通開放)(対象 無)

18 各種様式

各種様式については、下記徳島県ホームページよりダウンロードすること。

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009091500237>